

◎新潟県告示第234号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-（4-フルオロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド（通称名：4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl）及びその塩類
- (2) N-（4-クロロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド（通称名：4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl）及びその塩類
- (3) N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド（通称名：Tetrahydrofuranlyl fentanyl、THF-F）及びその塩類
- (4) N-（2-メトキシベンジル）-N-メチル-1-（4-メチルフェニル）プロパン-2-アミン（通称名：4-MMA-NBOMe）及びその塩類
- (5) 1-（3, 5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル）プロパン-2-アミン（通称名：3C-P）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成30年3月10日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。